

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力施設の安全確保

担 当	責 任 者	総務部長 生活環境部長、消防長
	課	防災対策課、環境都市推進課、警防課
	関係機関	国、茨城県東海地区環境放射線監視委員会、茨城原子力協議会、 原子力事業所

第1 環境放射線の監視・確認

市は、住民の安全確保及び環境の保全を図るため、県及び原子力事業所が行っている環境放射線の監視結果並びに茨城県東海地区環境放射線監視委員会による監視結果の総合的な評価を定期的に確認するとともに、環境放射線監視ネットワークシステムにより固定局からの空間線量率を監視する。

第2 原子力施設の状況把握

市は、原子力事業所と締結している原子力施設周辺の安全確保等に関する協定を積極的に運用し、原子力事業所における施設の新増設、運転、放射性物質の輸送等について、平常時から状況把握に努めるとともに、必要に応じ国、県、関係省庁等に対し安全確保及び適切な措置を求める。

第3節 原子力事業者との連携

担 当	責 任 者	総務部長 生活環境部長、消防長
	課	防災対策課、環境都市推進課、警防課
	関係機関	県、茨城原子力協議会、原子力事業所

第1 原子力事業者との防災業務計画等に関する事項及び防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見を求められた場合には、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から検討し、県に意見を提出する。

また、原子力事業者が届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第2 報告の徴収及び立入調査等

市は、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「原子力安全協定」という。）に基づき、必要に応じて原子力事業者からの報告の徴収及び原子力事業者への立入調査等を実施し、原子力事業者が行う原子力災害の予防措置が適切に行われているかどうかを確認する。

第3 防災訓練への立会い

原子力事業者が独自に行う防災訓練のうち、市が必要と認める原子力事業者の訓練については職員が立会う。

第4節 原子力防災専門官との連携

担 当	責 任 者	総務部長 生活環境部長、消防長
	課	防災対策課、環境都市推進課、警防課
	関係機関	国、県、茨城原子力協議会、原子力事業所

市は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と綿密な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

担 当	責 任 者	総務部長、消防長
	課	防災対策課、消防本部総務課、警防課
	関係機関	国、県、茨城県石油業協同組合、その他関係機関

- 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 関係機関との連携

担 当	責 任 者	総務部長 生活環境部長、消防長
	課	防災対策課、環境都市推進課、警防課
	関 係 機 関	国、県、関係市町村、日立警察署、原子力事業所、茨城原子力協議会、 自衛隊、オフサイトセンター

第1 防災関係機関相互の連携体制

市は、国（特に原子力防災専門官）、県、関係市町村、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、原子力事業者、指定（地方）公共機関等と次について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて平常時により密接な連携を図る。

- 1 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の編成及び修正
- 2 原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- 3 防災訓練の実施
- 4 オフサイトセンターを防災拠点として活用
- 5 住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- 6 事故時の連絡体制、防護対策などの対応等

第2 自衛隊との連携体制

市は、自衛隊への派遣要請を知事に対し迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の周知徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

第3 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防救助隊の充実強化に務めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7節 緊急事態応急体制等の整備

担 当	責 任 者	総務部長 保健福祉部長、消防長
	課	防災対策課、健康づくり推進課、警防課
	関係機関	国（原子力規制委員会）、県、関係市町村、原子力事業所、 茨城原子力協議会、オフサイトセンター

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制表を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡・通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、現地での応急対策の拠点となるオフサイトセンターが直ちに機能するよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ現地に駐在する原子力防災専門官等と協議して職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対策連絡会議を開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、現地に配置する原子力防災専門官と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、警戒事態発生の連絡を受けた場合に、副市長を本部長とする災害警戒体制本部を迅速・的確に設置するため、災害警戒体制本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

市は、施設敷地緊急事態が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席するものとする。

このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める少人数のグループ等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配備することとされており、市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5 オフサイトセンターとの連携

- 1 市は、原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合に、オフサイトセンターに設置される国の現地事故対策連絡会議及び原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）と即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所等と協議する。
- 2 市は、オフサイトセンターを茨城県における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。
- 3 市は、オフサイトセンターとの連絡を密にするための通信手段を整備する。
- 4 市は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

第6 防災関係機関の体制整備

- 1 市は、原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておく。
- 2 市は、救助・救済活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者、その他の民間からの協力により、救助・救済活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。
- 3 市は、国又は県が行う原子力災害時における住民の健康管理、汚染検査、緊急時医療について協力する。

第7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

1 体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部間の役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2 応援要請

市は、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、必要に応じて県若しくは近隣市町村等に対し応援要請を行う。また、必要に応じ、県若しくは近隣市町村に対して消防相互応援出動隊の出動を要請する。

3 職員の派遣要請

市は、原子力災害応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請するとともに、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言、その他の必要な援助を要請する。また、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣等についての斡旋を求める。

第8 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

第9 専門家の派遣要請手続

市は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡・通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

第10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、除染実施場所及び放射性廃棄物保管場所の確保等）を行うものとする。

第11 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足を生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第8節 情報収集・連絡体制等の整備

担当	責任者	総務部長 市長公室長、生活環境部長、保健福祉部長、都市建設部長、財政部長、消防長
	課	防災対策課、広報戦略課、総務部総務課、行政マネジメント課、コミュニティ推進課、高齢福祉課、障害福祉課、警防課、予防課、消防署所、関係各部各班
	関係機関	国、県、原子力事業所、東日本電信電話茨城支店

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 関係機関との情報の収集・連絡体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において、専用通信回線、災害時優先電話、TV会議システム等により情報収集・連絡体制を整備することを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 機動的な情報収集体制

市は機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うため必要に応じ、事故発生現場状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、派遣できる体制の整備を図るものとする。

4 非常通信協議会との連携

市は、国、地方自治体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 防災行政無線（戸別受信機・屋外放送塔）の整備

市の防災行政無線（屋外放送塔）については、難聴地域の解消に努める。

6 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、IP無線、携帯電話、災害時優先電話、衛星電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

7 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係防災機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備えるものとする。

<整備を行うべき資料>

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 緊急時被ばく医療施設に関する資料（初期医療施設、二次医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ 災害対策本部設置予定施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（過去複数年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 線量推定計算に関する資料
 - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - イ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、参集場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済みのもの）

第3 通信手段・経路の多様化

市は、国、県、関係周辺市町村と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

- ① 市防災行政無線の整備
市防災行政無線については、戸別受信機及び屋外放送塔の整備を推進する。
- ② 災害に強い伝送路の構築
市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。
- ③ 機動性のある緊急通信手段の確保
市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局（V S A T）の原子力防災への活用に努めるものとする。
- ④ 災害時優先電話等の活用
市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている I P 無線等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

⑤ 通信輻輳時の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

⑥ 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑦ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第4 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、住民への的確な情報伝達のため国、県と協力し、下記により情報伝達体制の整備に努める。

- 1 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。
また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- 2 地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、その体制及び市防災行政無線等の無線配備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- 3 住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- 4 原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 防災行政無線（戸別受信機・屋外放送塔）、広報車のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、インターネット上の情報、広報用電光掲示板、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第9節 避難収容活動体制等の整備

担 当	責 任 者	総務部長
		教育長、消防長、都市建設部長
	課	防災対策課、教育委員会総務課、学務課、公共建築課、消防署所
	関係機関	国、県、原子力事業所、関係市町村、関係事業所等

第1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

1 原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時にはPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。

2 原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

3 共通

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の市の境界を越えた広域の避難計画策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保できるよう努めるものとする。

第2 避難所等の整備

1 避難所等の整備

市は、交流センター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。さらに、避難行動により、健康リスクが高まる要配慮者は、無理な避難行動は行わず、放射線防護対策が講じられた施設に屋内退避することとなるため、市は当該施設の整備に努める。

また、市は避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設

備の整備に努めるものとする。

また、市の境界を越える場合は、避難先の市町村と協力し、整備に努めるものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導資機材、移送用資機材、車両等を確保するものとする。

3 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

4 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

5 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

6 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、IP無線等の通信機器類のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

7 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

8 避難行動要支援者に関する措置

- (1) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- (3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- 1 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。
 - ① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
 - ② 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
 - ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。
- 2 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導する。また、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を平常時より図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入体制の整備を図るものとする。特に、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。
- 3 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- 4 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設等の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。

第4 学校施設等における避難計画の整備

学校施設等の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

地下街、劇場等の興業場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第9 避難所・避難方法等の周知

市は、避難所や避難退域時検査等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長
	課	防災対策課、警防課、消防署所
	関係機関	国、県、原子力事業者

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

市は県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

1 事前配布体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。
- (2) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。
- (3) 市は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。
- (4) 市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

2 緊急時における配布体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

3 共通事項

市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第5 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から県、原子力事業者と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を行うものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保のための防護資機材等の整備

- 1 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保用資機材をあらかじめ整備する。
- 2 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行い、原子力災害時に資機材の貸与、供給が円滑に行えるように整備しておく。
- 3 市は、防災に必要な資材及び機材について保管量、配備場所、使用状況等を把握し、適時点検、整備を行い、必要に応じて補給する。また、管理及び保守の状況を記録し、保管する。

第7 物資の調達、供給活動

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等を踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の内容に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第8 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進する。

第11節 行政機関の業務継続計画の策定

担 当	責 任 者	総務部長
		各部長
	課	防災対策課、関係各課所
	関係機関	国、県

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第12節 緊急輸送活動体制の整備

担 当	責 任 者	総務部長
		財政部長、産業経済部長
	課	防災対策課、総務部総務課、納税課、市民税課、商工振興課
	関係機関	県トラック協会日立支部、茨城交通

第1 緊急輸送体制

市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

第2 避難住民等の輸送体制

市は、輸送車両として市所有車両を調達する。また、輸送業者等に対する協力の要請は、物資輸送については、県トラック協会日立支部へ要請し、住民避難については、県へ要請する。

また、輸送車両に不足が生じると思われる場合は、知事及び自衛隊に応援を要請する。

第3 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港、ヘリポートの場所や指定手続、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第4 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第 13 節 教育及び訓練

担 当	責 任 者	総務部長 各部長
	課	防災対策課、関係各課所
	関係機関	県、茨城原子力協議会、原子力事業所、東日本電信電話茨城支店、 J R 東日本（市内各駅）、茨城交通、東京ガス日立支社、 東京電力パワーグリッド日立事務所、県トラック協会日立支部、 日立市医師会、消防団、自主防災組織、その他関係機関・団体

第 1 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、市職員及び自主防災組織等関係者に対し、国、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等についての原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射性物質、放射線の性質に関すること
- ⑤ 放射線による健康への影響に関すること
- ⑥ 原子力災害時の広報に関する知識に関すること
- ⑦ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識に関すること
- ⑧ 原子力災害時に市が講じる防災対策に関すること
- ⑨ 放射線防護に関すること
- ⑩ 放射線測定方法及び機器操作に関すること
- ⑪ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑫ 原子力災害時に市、県及び国が講じる対策の内容に関すること
- ⑬ 原子力災害時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること（避難方法、交通規制が実施された場合の車両運転者の義務等）
- ⑭ 緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- ⑮ 危機管理に関すること
- ⑯ 安定ヨウ素剤の効果・副作用に関すること
- ⑰ オフサイトセンター及び支援・研修センターに関すること
- ⑱ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑲ その他緊急時対応に関すること

これらの研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る

第 2 防災訓練等の実施

防災訓練計画は、現場における判断力の向上に資する実践的なものとする。また、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的や特定の確認項目の設定を具体的にを行う。

なお、訓練終了後、評価を実施し課題を明らかにし、原子力防災体制の改善に資する。また、必要に応じて訓練方法及び事後評価方法の見直しを行う。

1 市が単独又は県と共同で実施する訓練

- (1) 部内の通報連絡、動員・配備訓練
- (2) 退避所、集合場所、避難所、救護所、給水地点、広報分担区域等への要員及び機材の配備訓練
- (3) 原子力事業所周辺住民に対する広報訓練
- (4) 災害対策本部の設置、運営訓練
- (5) オフサイトセンターへ参集、立ち上げ、運営訓練
- (6) 緊急時通信連絡訓練
- (7) 緊急時モニタリング訓練
- (8) 緊急時被ばく医療訓練
- (9) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (10) 周辺住民避難訓練
- (11) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- (12) その他必要な訓練

これらの防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

2 国、県及び防災関係機関と共同で実施する訓練

- (1) 通報連絡訓練
- (2) 動員、配備、広報、緊急輸送、緊急医療その他応急対策等の訓練
- (3) 原子力事業所周辺住民に対する避難、屋内退避等の訓練
- (4) 住民参加型の原子力総合防災訓練

原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画を作成する際に、住民避難及び住民に対する情報提供等、市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオの作成など、訓練の実施計画立案に参加するとともに、県及び原子力事業者と共同して訓練に参加する。

- (5) その他必要な訓練

3 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じて住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第 3 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第 14 節 原子力防災に関する住民等に対する防災知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

担 当	責 任 者	総務部長
		市長公室長、生活環境部長
	課	防災対策課、環境都市推進課、広報戦略課
	関係機関	国、県、原子力事業者

1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、原子力事業所周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

方法は広報紙、パンフレット等の配布、ビデオ、ホームページ等を活用し、できるだけ住民が理解しやすく、具体的な内容を広報する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること (2) 原子力施設の概要に関すること (3) 原子力災害とその特性に関すること (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること (5) 原子力災害時に、市、国及び県が講じる対策の内容に関すること (6) コンクリート屋内退避施設、避難所に関すること (7) 要配慮者への支援に関すること (8) 緊急時にとるべき行動 (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること |
|---|

2 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第 15 節 ライフライン施設の体制整備

担 当	責 任 者	総務部長
		公営企業管理者（上下水道部長）
	課	防災対策課、水道課、浄水課、下水道課、浄化センター
	関係機関	東日本電信電話茨城支店、東京ガス日立支社、東京電力パワーグリッド日立事務所

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、市民生活に密接な係わりを持つだけに、地震風水害対策と同様に、原子力災害を想定した体制の整備は重要である。

また、体制の整備について本節の定めのない事項については、日立市地域防災計画（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編）に準拠するが、原子力災害は人間の五感に感じないため特に注意が必要である。次に、体制整備の着眼点を示す。

第 1 各ライフライン施設共通の体制整備

- 1 日常の施設管理の徹底
- 2 原子力事故時における従業員への連絡体制の確立
 原子力事故時、防護対策区域及びその付近で仕事をしていることもあり得るため、特に出先の従業員への連絡体制の確立は重要になる。
- 3 原子力事故時における、情報の収集と伝達体制の整備
- 4 各事業所間の協力体制の整備
- 5 原子力資機材の整備（安全確保のためポケット線量計、サーベイメータ等の整備）
- 6 原子力（放射線、放射能）基礎知識の習得

第 2 各ライフライン施設の体制整備

- 1 電力施設関係
 必要に応じた電力の供給対応の整備
- 2 通信施設関係
 携帯電話の普及により、災害時には安否確認のため、電話の輻輳が考えられることから、災害用伝言ダイヤルの提供及び臨時電話（原子力災害時用）開設等の整備を図る。
- 3 上水道施設関係
 飲料水摂取制限時等における給水体制の整備
- 4 下水道施設関係
 ポンプ場機能停止等における対応の整備
- 5 交通流通機関関係
 事故発生時における運行前、運行中車両への指示連絡等の体制整備（防護対策区域への進入禁止等）

- 第2章 原子力災害事前対策
- 第16節 原子力施設上空の飛行規制
- 第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
- 第18節 災害復旧への備え

第16節 原子力施設上空の飛行規制

担 当	責 任 者	総務部長
	課	防災対策課
	関係機関	国、県、原子力事業所

原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、県に協力するものとする。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

担 当	責 任 者	総務部長、生活環境部長
	課	防災対策課、環境都市推進課
	関係機関	国、県、原子力事業所

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 3 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- 4 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第18節 災害復旧への備え

担 当	責 任 者	総務部長 関係各部長
	課	防災対策課、関係各課
	関係機関	国、県、原子力事業所

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。